

○飯島町第三者事業承継支援補助金交付要綱

令和4年3月30日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の中小企業者の円滑な事業承継を図り、事業価値を次世代に引き継ぎ、町内のにぎわいの維持や事業活動の活性化を目的として補助金を交付することについて、飯島町補助金交付規則（昭和36年飯島町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 この要綱の規定に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受け、又は受けようとする事務又は事業をいう。
- (2) 中小企業者 町内に事業所等を有する法人、個人であって中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号に規定する者をいう。
- (3) 第三者 経営者の2親等内の親族ではない者をいう。
- (4) M&A 事業譲渡、株式譲渡等により経営権を移転することをいう。
- (5) 専門事業者 事業承継及びM&Aに関する専門的な知識及び実績を有する事業者をいう。
- (6) 支援機関 長野県事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関及び飯島町商工会等中小企業者の経営に関する支援を行う者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、中小企業者が、支援機関による支援を受け、かつ、事業承継又はM&Aの業務を専門事業者に委託した、別表に掲げる補助事業とする。

2 補助対象経費及び補助率等は別表に定めるとおりとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる全てを満たすものとする。

- (1) 町内にある事業所等を承継しようとする者
- (2) 正社員を雇用しており、原則として、当該正社員の雇用を引き続き確保するものであること。
- (3) 国又はその他地方公共団体において、前条に規定する補助対象事業と同様の事業に対し交付される補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 町税その他義務的納金を滞納していないこと。

(5) 申請事業者の代表者、役員、使用人、従業員、構成員等が飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成24年飯島町条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団等、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する反社会的勢力に該当しない者（交付申請）

第5条 補助金を受けようとする者は、飯島町第三者事業承継支援補助金交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 申請者は、補助金の交付決定より前に事業を実施してはならない。

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したとき、特に必要であると認めた場合、補助金の交付に条件を付すことができる。

3 補助金の交付は、1 中小企業者につき1回限りとする。

（実績報告）

第7条 申請者が補助事業を完了したときは、飯島町第三者事業承継支援補助金実績報告書（様式第2号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の報告は、補助事業の完了の日から30日以内かつ当該年度の末日までに行うものとする。

（補助金の確定）

第8条 町長は、前条の規定による報告があったときは、適合すると認めた範囲において、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 前条の規定により補助金の確定の通知を受けた者が補助金の交付を請求するときは、飯島町第三者事業承継支援補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) 経営を承継した後、5年以内に他の者に経営を譲渡した場合

(2) 経営を承継した後、5年以内に業務を停止した場合

(3) 偽りその他不正行為により補助金の交付を受けた場合

2 補助金の返還については、飯島町第三者事業承継支援補助金返還通知書（様式第4号）により、60日以内に返還させるものとする。

3 前項の起算日は、飯島町第三者事業承継支援補助金返還通知の日とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表（第3条関係）

補助事業名	対象者	補助対象経費	補助率及び補助額
第三者事業承継 着手支援補助	譲渡前 経営者	・委託費 (初期診断、課題分析・コンサル ルティング・事業承継計画の作 成、譲渡価格の算定、M&A計画 の策定、マッチングの登録手数 料等)	【補助率】 補助対象経費の3 分の1以内 【補助上限額】 50万円
第三者事業承継 拡充支援補助	譲渡後 経営者 (ただし、上記、着手 支援補助を受けて、事 業承継を完了した者)	・事務所等改修費 ・設備、備品購入費 ・広告宣伝費 ・土地・建物賃借費	【補助率】 補助対象経費の 100分の100以内 【補助上限額】 100万円
(備考)			
1 官公庁等の手続、書類作成及び個別具体的な案件に関する訴訟・トラブルに対応する経費は対象外とする。			
2 通常の顧問料等は対象外とする。			
3 成功報酬は対象外とする。			
4 消費税及び地方消費税は対象外とする。			
5 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。			